

『小学』よりみた朱子の孝観念に関する質問 ——『朱熹『小学』研究』を読んで

佐野 大介

はじめに

二〇二四年一〇月一三日、二松学舎大学において開催された日本中国学会第七六回大会の書評シンポジウムⅠ「松野敏之著『朱熹『小学』研究』」に評者として参加する機会を得た。評者は三人おり、それぞれの関心や視点より発言した。筆者は孝思想を専門としているため、第三章「『小学』における孝」と第四章「孝行譚の選択」に関して、著者である松野敏之先生に筆者の考えや疑問点等を述べさせて頂いた。以下、シンポジウムで配付したレジュメを元に席上で筆者が述べた内容を挙げる。また、松野先生より頂いた応答を附す。

一、該書の孝研究における意義

朱子学では、基本的に思想としての孝に対して冷淡である。このことは夙に指摘されており、「宋学の徒、孝経を廢して……」（荻生徂徠「経子史要覽」）、「朱熹氏皆孝経を疑い、以て後人の擬する所と為す」（『古文孝経』太宰純序）などとされる。『朱熹『小学』研究』（以下、「該書」）でも、「宋代以降、道学者たちは「孝」に過度な重みを持たせなくなっていく。朱熹の場合、「仁」「理」「性」などの概念を強調したことにより、「孝」を唐代以前のようにあらゆる道徳の根本としてとらえるのではなく、「孝」は仁（理）に至るための端緒、仁（理）の用（はたらき）と位置づけた」（一二三〜一二四頁）と指摘される。

朱子自身が『孝経』に対しては、経文の編纂を行なったのみで注釈を附さなかったこともあり、朱子の孝観や朱子学における孝の理論は分明ではなく、これに対する研究もこれまで決して多くない。該書は、『小学』における「用」としての孝」を明らかにしており、この点で朱子や『小学』のみならず、孝思想史研究において大きな意義を有する。

ただ、『小学』では「父子之親」の話として、父母亡き後の親族に対する気配を孝のこととして挙げるのである（一三五頁）、「朱熹は父母を諫めることを孝であると強調したのである」（一五七頁）、「朱熹は累世同居を孝のこととして捉えており、小学の教えにとりあげていった」（一八〇頁）、「そして何よりも明らかかなこととしては、朱熹は「割股」を教えとして説くつもりがなかったということである」（二〇九頁）など、『小学』にあらわれた孝の記述の分析に止まり、これら全体の背後にある構造等、「朱子の孝観」といったものに関しては言及されていない。

該書は「朱熹『小学』研究」であって「朱熹の孝思想研究」ではないためこれは当然のことであると言えるが、孝を研究する者として、今後、朱子や朱子学の孝観といった方面の研究を深化させてくださることを切に願う。

筆者は書「評」を下せるほど大した人物ではないため、以下、筆者が該書を読んで松野先生に教えを請いたい疑問について羅列する。

二、「父母」の愛するものへの敬愛」と「大家族維持のための孝」との関係

該書は、明倫篇の「父子之親（孝）」を、

- (一) 日常的な孝養
- (二) 父母の愛するものへの敬愛（第16～第20章）
- (三) 父母に対する諫め

(四) 看病

(五) 父母の喪葬・祖先祭祀

(六) 通論

の六種に分類している（一二五頁）。

該書が「父母の愛するものへの敬愛」と分類する第16～第20章について見てみると、第16・第18章に関しては、

内則曰、父母有婢子若庶子庶孫甚愛之、雖父母沒、沒身敬之不衰。（第16章）（傍点引用者、以下同）

子有二妾、父母愛一人焉、子愛一人焉、由衣服・飲食・由執事、母敢視父母所愛。雖父母沒不衰。（第16章）

是故父母之所愛、亦愛之、父母之所敬、亦敬之。至於犬馬盡然而況於人乎。（第18章）

と、「愛」字が使用されており、明らかに「父母の愛するもの」を重んじることを説いている。

第17章に関しては、

子不宜其妻、父母曰是善事我、子行夫婦之禮焉、沒身不衰。（第17章）

とあり、「愛」字はないものの、こちらも「父母の愛するもの」に関する言説としてよいであろう。

第19章に関しては、

舅姑使冢婦、母怠不友無禮於介婦。舅姑若使介婦、母敢敵耦於冢婦。不敢竝行不敢竝命不敢竝坐。（第19章）

の、「舅姑使冢婦」「舅姑若使介婦」において、「舅姑が愛している対象」に該当するが、これは「愛されている者」に対する訓戒（「愛されていることに狎れて思い上がってはならない」）であって、「愛するもの」に対する態度を説いたものではない。ただ、「舅姑が愛している対象」という共通性から、第16・第17・第18章に並べられたものか。

第20章においては、

適子・庶子、祇事宗子・宗婦。雖貴富、不敢以貴富入宗子之家。（第20章）

などであり、「小宗の大宗に対する態度」が問題とされている。

母数が数例のみなので定かでは無いが、「父母の愛するものへの敬愛」であると考えられる16・17・18・（19）と、「宗族内での態度」である20とは性質が異なるように感じられる。これらを「父母の愛するもの」という観点で同類項とするのは適当であろうか。

該書一三三頁や一七三・一七四頁において「父母の愛するものへの敬愛」の例として、第16章と第18章とが引用されているのに対して、第20章が引用されていないのはこのことの傍証とはならないであろうか。

このことに関連して、該書は「父母の愛するものへの敬愛」の「例話」として善行篇第10章の薛包の話（後半）を取り上げる。これは、

「甥（弟の子）との財産分与における配慮や、その後も破産した甥への支援が記される」（一三三頁）といった内容で、『小学』では「父子之親」の話として、父母亡き後の親族に対する気配りを孝のこととして挙げるのである」（一三三頁）と結論づけている。これはいわば、甥への配慮を、「己―父母―甥」という、父母を媒介とする関係として見たものといえよう。

こうしたことを気にするのは、筆者が孝の性質を「大家族・宗族維持のための孝」と「父母に向ける孝」との二種類に分けて考えているためである（拙著『「孝」の研究―孝経注釈と孝行譚との分析―』（研文出版、二〇一六年）第四部第一章「和漢における孝觀念の異同」参照）。

「父母の死後、遺産相続に際して兄弟仲を維持する」といった兄弟愛に関するモチーフが（父母が出て来ないにも関わらず）孝行譚として扱われることは多く、

庚袞字叔褒、……咸寧中、大疫、二兄亡、次兄毗復殆、瘡氣方熾、父母諸弟皆出次於外、袞獨留不去。諸父兄強之、乃曰、袞性不畏病。遂親自扶持、晝夜不眠、其間復撫柩哀臨不輟。（『晋書』卷八八、孝友伝）

張孝張禮、家貧兄弟二人。禮養母拾菜於路遇賊。將烹食之。禮云乞回家供母早食却來就死。孝聞自詣賊曰。禮瘦不如孝肥。願代弟命。禮曰、禮本許殺、勿殺吾兄。賊見二人孝義、俱捨之。

（『全相二十四孝詩選』張孝張禮）

田眞田慶田廣、兄弟三人、欲分財産。堂前有紫荆一株、花葉茂盛。夜議折分爲三。曉即憔悴。乃眞泣曰、樹本同根、聞分尚如此。人何不如也。兄弟由是不復分焉。〔『孝行録』田眞論弟〕

などがある。また、「妻によつて引き起こされる兄弟の分裂を防ぐ」というモチーフも孝と認識され、

劉君良、瀛州饒陽人。四世同居、族兄弟猶同産也、門内斗粟尺帛無所私。隋大業末、荒饑、妻勸其異居、因易置庭樹鳥雛、令鬪且鳴、家人怪之、妻曰、天下亂、禽鳥不相容、況人邪。君良即與兄弟別處。月餘、密知其計、因斥去妻、曰、爾破吾家。召兄弟流涕以告、更復同居。〔『新唐書』卷一九五、孝友伝〕

朱明者、東都人也。有兄弟二人。父母没後、不久分財、各得百萬。其弟驕慢、早盡己分、就兄乞求。兄恆與之。如之數度、其婦忿怒、打罵小郎。明聞之曰、汝他姓女也。是吾骨肉也。四海之女、皆了爲婦、骨肉之復不可得。遂追其婦、永不相見也。〔船橋本『孝子伝』〕

などといったものが孝行譚集に収められている。孝の例として挙げられたものかは分明でないが、このモチーフは、『小学』にも、

及其壯也、各妻其妻、各子其子、雖有篤厚之人、不能不少衰也。娣姒之比兄弟、則疎薄矣。今使疎薄之人而節量親厚之恩。猶方底而圓蓋、必不合矣。唯友悌深至、不為傍人之所移者免夫。〔嘉

言第五)

繆彤少孤、兄弟四人、皆同財業。及各取妻、諸婦遂求分異、又數有鬪争之言。彤深懷忿嘆、乃掩戸自撾曰、繆彤、汝脩身謹行、學聖人之法、將以齊整風俗。奈何不能正其家乎。弟及諸婦聞之、悉叩頭謝罪、遂更為敦睦之行。〔善行第六〕

などと見える。

その原因としては、『礼記』に、

子云、睦於父母之黨、可謂孝矣。故君子因睦以合族。〔『礼記』坊記〕

とあるように、漢土の孝が、単に親だけに対する徳目ではなく、兄弟や党（一族）との関係の維持強化を含むものであることがうかがえらる。

『小学』も、

兄弟者、分形連氣之人也。方其幼也、父母左提右挈、前襟後裾、食則同案、衣則傳服、學則連業、遊則共方、雖有悖亂之人、不能不相愛也。〔嘉言第五〕

と、特に父母を媒介としない、兄弟間の直接の関係に言及している。善行第六の蘇瓊譚（財産争いをしている兄弟を諭す）も「假令得田地失兄弟心如何」など、兄弟双方に相互関係について問うており、

庾袞譚（伝染病の兄を父が止めても看病する）・司馬光譚（兄に父のように仕えた）なども父母を媒介とする関係性（己―父母―兄弟）というより、直接の関係性（己―兄弟）とするのが妥当であろう。こうした「大家族維持のための孝」は、「兄弟（甥）を愛する」とが大家族維持につながる「ために大家族という範囲の上で「己―兄弟（大家族の構成員）」といった直接関係において発動するもので、「父母が愛していたから弟を愛する」、つまり「己―父母―弟」といった、父母を介した関係性とは別に捉えるべきではないだろうか。

ただ、

時之人、夫妻相虐、兄弟為讎。食君之祿而令父母愁。（善行第六）

とあるのは、「兄弟の争い」は「父母の憂い」の原因であると読める。これは「己―父母―兄弟」の関係といえるが、「食君之祿」と並列されていることから、「忠孝に反する」ことの例と考えるのが適当であろう。

嘉言第五には、「待父母之犬馬、必異乎己之犬馬也。獨愛父母之子、却輕於己之子、甚者至若讐敵。舉世皆如此、惑之甚矣」という文章が兄弟関係をテーマとするもの並びで取り挙げられているので、朱子は「父母の愛するものへの敬愛」と「大家族維持のための孝」とを区別していないようにも思える。ただこれも、維持すべき「大家族」に「犬馬」や「家婦」「介婦」が含まれていると考えることが可能であろう。

朱子は、「父母の愛するものへの敬愛」を「大家族維持のための孝」の部分であると捉えていたのではないであろうか。これと関連して、善行篇第17章の朱寿昌の、

迎其同母弟妹以歸。……拊其弟妹益篤、為買田宅居之。其於宗族、尤盡恩意、嫁兄弟之孤女二人、葬其不能葬者十餘喪。（善行篇第17章）

にしても、「朱寿昌が母没後、母の家族を厚遇したという記述である。母亡き後、父の宗族に対しても、母の子（異父弟妹）に対しても、丁寧な面倒を見たことが語られている」、「朱熹にとつては朱寿昌が母没後、母の遺した家族に対しても手篤く思いやりをかけたということが重要であったと思われる。第三章第一節で確認した（二）「父母の愛するものへの敬愛」が関わってくる」（一七三頁）とある。異父弟妹は宗族ではないが、「迎其同母弟妹以歸」のであるから家族扱いであったことには相違なく、「其於宗族」と同列に語られていることから、「大家族維持の孝」といった面もあったのではないであろうか。

「大家族維持のための孝」は「父母の愛するものへの敬愛」を包含していると考えられる。勿論、こうした宗族・家族に対する「孝」に関して、「父母の愛するものへの敬愛」と「大家族維持のための孝」とを判然と区別することは不可能であろうが、本章の（二）「父母の愛するものへの敬愛」という分類には疑問が残る。**疑問の一。**

三、諫争について

父母への諫争に関して、「朱熹が参照したのであろう多くの訓蒙書では、父母への諫めを採りあげない」（一四三頁）、「父母への諫めは、孝子譚としては非常に少なく、宋代の呂本中『童蒙訓』や呂祖謙『弁志録』などでは話題とされない」（一五六頁）とある。これに対して、朱子は、「しかし、朱熹は明確な意図のもと、『小学』では父母への諫めを孝のこととして編纂したのである」（一五六頁）とされる。

著名な孝行譚集である孝行録系の『二十四孝』（元の至正六年（一三四六）五月記の序文を附す）や『孝行録』、『太平御覧』巻五一九引『孝子伝』などには原穀（原谷・元覚）の諫争譚を載す。

孝子伝曰、原穀者、不知何許人。祖年老、父母厭患之、意欲棄之。穀年十五。涕泣苦諫。父母不從。乃作輿舁棄之。穀乃隨、收輿婦。父謂之曰、爾焉用此凶具。穀云、後父老、不能更作得、是以取之耳。父感悟愧懼、乃載祖婦侍養。尅己自責、更成純孝。穀爲純孫。（『太平御覧』巻五一九）

『小学』の構成として、明倫篇は、「『小学』明倫篇では、父母に対する諫めを孝（父母の親）のことと示していた」（一四一頁）とされるのに対して、善行篇は、「孝としての諫めの話は少なく、善行篇では「父子の親」（孝）のところには採りあげられていない」（一五五頁）とされる。該書に、「『小学』全体としては、立教第

一・明倫第二・敬心第三が道理篇、稽古第四・嘉言第五・善行第六が例話篇に相当するような構成になっている」（九六頁）とあることから分かるように、「諫争が孝である」ことは、道理として示されてはいても、原穀譚のような例話は示されていないこととなる。宋代の他の訓蒙書で（孝行譚集では採りあげる）諫争を採りあげないのはなぜか。朱子『小学』は採りあげるのか。また、採りあげ方として、経書からの引用（道理）のみで諫争を扱った孝行譚（例話）がないのはなぜか（君への諫争譚は善行第六に汲黯譚がある）。

疑問の一

○著者応答

「疑問の一」について「大家族維持のための孝」といった観念を朱熹が持っていたのは確かである。四十一歳の執筆とされる『家礼』（『文公家礼』）では、数世代同居や大宗をはつきりと意識している（吾妻重二『宋代思想の研究』関西大学出版部、二〇〇九年参照）。『朱子語類』に見える次のような発言も大宗・小宗を前提としたものであろう。

余正甫前日堅說一國一宗。某云、「一家有大宗、有小宗、如何一國却一人。」渠高聲抗爭。某檢本與之看、方得口合。（『朱子語類』巻九十・第58条）

「一國一宗」と主張する余正甫に対し、朱熹は「一家に大宗・小宗があるのに、どうして一國が一人（一宗）だけとなるるか」と言う。ただ、大家族維持の孝という観念を持つていることと、大家族

維持の孝を前提として孝を体系的にとらえていたかということは異なり、慎重に考える必要がある。拙著では呉訥集解・陳祚正誤・陳選増註『小学集注大全』の次の指摘を大いに参考にしている。

……次五章〔明倫・第16〜20章〕、明廣愛敬之禮、次三章〔第21〜23章〕明諫過之禮、次二章〔第24・25章〕明侍養疾病之禮、次二章〔第26・27章〕明謹身之禮、次六章明祭享大意。人之善莫大於孝、故次三章〔第28〜30章〕皆言孝親之道、其不善莫大於不孝、故以後三章〔第31〜33章〕警之於末焉。

※〔 〕は松野の補注

明倫篇「父子之親」後半の孝・祭祀にも注目する分類であるが、第16〜20章は「明廣愛敬之禮」と概括する。朱熹がどのように考えていたか明確に分かればよいのであるが、今後の課題として受けとめたい。

「疑問の二」の諫諍を採りあげない理由は、明記しているわけではないので推測の域を出ない。宋代の道学者が君への諫めは（君臣の義として）多々論じているが、父母への諫めはほとんど採りあげない。当時の感覚としてそういう傾向にあったということしか分からない。